

定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告

令和7年2月

邑南町監査委員

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査の方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査の結果及び指摘事項	1
	(1) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況調査（過年度分）	1
	(2) 業務委託契約の執行状況調査	3
	(3) 町が出資する団体の決算状況調査（直近の年度分）	3
	(4) 定期監査、決算審査等での懸案（指摘）事項に関する措置状況調査	4
	(5) 公表	5

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計

2 監査期間

令和7年1月20日（月）、1月22日（水）、1月23日（木）の3日間

3 監査項目（本庁関係課、各支所を対象）

（1）町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）

（令和6年10月31日現在の収納状況）

（2）業務委託契約の執行状況調査

（令和6年度業務委託契約事務執行状況（500万円以上））

（3）町が出資する団体の決算状況調査（直近の年度分）

（4）定期監査、決算審査等における懸案、指摘事項等に関する措置状況調査

- ・「おおなん福祉会」への出資金に関する件
- ・公有財産（土地・建物）の管理体制に関する件
- ・公用車の管理体制に関する件

4 監査の方法

関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第14項の規定による措置状況の通知を行っていただきたい。

（1）町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）

ア 監査結果

- ・該当課から、令和6年10月末における過年度分の未収金の状況について、書類審査と聞き取り調査を行い、前年の同時期と比較した。また、次年度へ繰り越した同未収金について適切に対応されているかについて調査した。

未収金(過年度分)の収納状況（繰越事業に係る未収特財を除く）

(単位：千円)

区 分	令和5年10月末 未収金額 ①	令和5年度末 未収金決算額	令和6年10月末 未収金額 ②	差引比較額 ②－①
町 民 税	2,504	2,185	1,866	△ 638
固 定 資 産 税	15,387	16,040	13,921	△ 1,466
軽 自 動 車 税	1,587	1,596	1,166	△ 421
農林水産事業分担金	488	0	0	△ 488
民 生 費 負 担 金	216	231	231	15
土木使用料（公営住宅）	14	14	14	0
教育使用料（住宅、公民館）	33	33	33	0
住宅新築資金貸付元利入	5,388	5,210	4,940	△ 448
雑 入	12,108	78	41	△ 12,067
一 般 会 計 合 計	37,725	25,387	22,212	△ 15,513
国 民 健 康 保 険 税	20,175	20,407	17,344	△ 2,830
後期高齢者医療保険料	547	694	669	122
ケーブルテレビ加入負担等	680	908	500	△ 180
特 別 会 計 合 計	21,402	22,009	18,513	△ 2,889
水 道 事 業 会 計	6,211	33,938	6,451	240
下 水 道 事 業 会 計	5,174	20,386	5,530	356
合 計	70,512	101,720	52,706	△ 17,806

- ・令和5年度決算時の未収金1億172万円のうち、令和6年10月末までに4,901万4千円（48.2%）が徴収されている。この時点で、5,270万6千円が未収となっており、前年同期と比べて1780万6千円減少している。この中で、上水道、下水道使用料については、年々未収金が増えている傾向であるが、上水道の給水停止や下水道管理業務停止の検討等の対策を講じている。
- ・未収金の中では令和4年度以前のものが4,780万2千円（90.6%）を占めており、さらに5年以上未収のものが3,087万2千円（58.6%）となっている。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・債務者の実情を調査、時効消滅に留意するなどして引き続き徴収に向け努力さ

りたい。

(2) 業務委託契約の執行状況調査

ア 監査結果

・令和6年12月末までに業務委託契約が締結された500万円以上の業務委託事業について、契約締結等が適切に行われているか調査した。

委託業務数	うち長期契約	契約方法		備 考
		競争	随契	
78	4	18	60	

・随意契約中の殆どは、契約理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項2号「性質又は目的が競争入札に適しないもの」によるもので、今まで数年契約締結していた業者によるものである。また、プロポーザルによるものが1件あった。

イ 指摘事項

・委託業務名；令和6年度 おーなんアグサポ隊研修業務委託については、6年4月1日を入札としているが、1月20日の監査日時点では、事前執行伺い、契約事務の執行がされていない。

ウ 指示事項

・係る業務の執行を早期に行い、委託業務を適正に執行されたい。

(3) 町が出資する団体の決算状況調査（直近の年度分）

ア 監査結果

・ 邑南町監査基準（令和2年4月1日施行）及び地方自治法199条第7項の規定にもとづき、町が出資する資本金その他これに準ずるものについて、監査の必要があると認め、令和5年度1月定期監査時点における、監査対象の出資団体及び所管課が実施した事業及び会計事務その他の事務の執行が、当該出資の目的に沿って行われているかについて、関係書類の確認を行うとともに、所管課職員からの説明を聴取し、監査手続を実施した。

・ 監査対象の団体等は次表のとおりである。

（金額単位：千円）

対象団体	出資金		出資比率 (%)	所管課
	総額	本町の額		
島根県農業信用基金協会	4,474,580	11,650	0.3%	財務課
地方公共団体金融機構	16,602,000	1,500	0.0%	財務課
邑智郡森林組合	405,539	34,765	8.6%	産業支援課
公益社団法人 島根県林業公社	450,000	18,800	4.2%	産業支援課

合同会社アグリサポートおーなん	47,338	44,018	92.9%	産業支援課
おおなんきらりエネルギー株式会社	10,000	5,000	50.0%	地域みらい課

・監査の主な着眼点は次表のとおりとした。

主な着眼点	
出資団体等	所管課
・出資目的に沿った事業運営が行われているか。 ・決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 ・事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 ・経営成績及び財政状態は良好か。	・出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

イ 指摘事項

・社会福祉法人 おおなん福祉会については、令和4年度決算審査において出資対象外の法人であることが判明しており、定期監査における監査対象団体等から除外したが、監査日時点では投資その他資産として固定資産に計上されたままとなっており、適正な処理を求める。

ウ 指示事項

・合同会社 アグリサポートおーなん については、前回監査で、「出資金の約93%を占める本町の現物出資の評価等については、試査による監査では出資金額の適否の確認は出来ないが、可能な限りの出資金の評価について精査が求められる。」としていたが、今回の定期監査で、出資金は現物ではなく現金によることが新たな提出資料で確認出来た。

・おおなんきらりエネルギー株式会社 については、地方自治法199条第7項に定める出資金の1/4以上を出資する団体で、設立以降事業収益が過少の状況が続いており、引き続き事業運営における財務状況は注視が求められる。

(4) 定期監査、決算審査等における懸案、指摘事項等に関する措置状況調査

①「おおなん福祉会」への出資金に関する件

ア 監査結果

・監査日時点で、出資金として資産計上されている500万円については、事務的に一覧表から削除する方針であることを、資料とヒアリングで聴取した。

イ 指摘事項

・本件は、旧羽須美村で自治法上考えられない、社会福祉法人に対し出資金として支出し、合併以降も今日まで同法人からは証明書を徴求して、決算資料の財産に関

する調書にも出資金として計上し、形式的には返還を受ける権利を有する出資金と同様の取り扱いを続けている。

更に、公会計に移行後は、固定資産に計上しながら、本件の処理方針を議案とせず、議会への説明後、事務的に一覧表から削除するとしているが、権利ではないものを20年以上の長期にわたり、権利として取り扱ってきた執行部の責任は、単に財産に関する調書（一覧表）から事務的な削除に止める事案では無い。

町民の代表である議会に正しく説明する責任上、権利放棄の議決を経るべきである。

②公有財産（土地・建物）の管理体制について

ア 監査結果

・決算審査時において、土地、建物の財産管理事務を担当する関係課が緊密に連携されていないため、数値の不一致が見受けられたので、早急に関係課で協議を進め、体制を構築するよう要請していた。

【関係課】 公有財産台帳（総務課）
 固定資産台帳（財務課）…公会計
 公共施設等総合管理計画（建設課）

・数値については、調整し一致させており、関係課と協議の上、令和7年度より体制を一本化する予定である。

イ 指摘事項、指示事項

・特になし

③公用車の管理体制について

ア 監査結果

・公用車の管理は、資産経営課において一元管理されており、「邑南町公用自動車管理規則」の改訂準備も進められている。

イ 指摘事項、指示事項

・特になし

（5）公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。指示事項については、全機関に対し文書で通知する。なお、監査委員からの指摘、指示事項、意見については該当する担当課（機関）の業務に限らず、職員ひとり一人が町全体の業務に認識を持ち、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。